

厚労省「第11回 チーム医療推進会議」 看護業務検討WGの進捗状況を報告

2012/6/13

6月13日のチーム医療推進会議（座長：永井良三・自治医科大学学長）では、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（WG）の進捗状況について報告がなされた。

事務局は、WGで看護師が行う医行為の分類（A：絶対的医行為、B：特定行為、C：一般の医行為、D：さらに検討が必要、E：医行為に該当しない）を進めていることを報告。具体的な医行為をランクごとに列挙した資料を提出した。また、この議論が、社会保障審議会医療部会及び社会保障・税一体改革大綱で、看護師の業務範囲について認証制度を導入することの必要性が記載されていることを前提としていることについても確認した。

一方、日本医師会常任理事の藤川謙二委員は、チーム医療推進会議が半年ぶりに開催されたのに対し、その間WGで看護師特定能力認証制度が既定路線として議論が進められているのは遺憾だとする意見表明を行った。

藤川委員は、WGで検討されている医行為の分類には問題があるとし、医療安全の低下が危惧されるとした。主な問題点として、①Aに分類されるべきものがBに入っているなど判断基準が不明瞭、②法令上で特定行為と一般の医行為に分けてしまうと、現場に混乱が生じる、③看護師不足の中でこれ以上の業務負担を課すべきではない——などを挙げた。

医行為の分類については今後、WGにてさらなる検討を進める予定。

■特定行為のカリキュラムについて議論

会合では、看護師が医師の指示を受けて行う特定行為についてのカリキュラムについても、検討状況が示された。現在、大学院修士課程相当の2年間課程及び8カ月課程でのカリキュラムを念頭に議論が進められているが、WGの座長である有賀徹委員（昭和大学医学部救急医学講座教授）は、「教育期間ですべての特定行為をできるようになるのではなく、その後の現場で様々なことを習得していくのが普通の流れ。WGでは、そういったカリキュラムと臨床の部分を咀嚼して議論できているわけではなく、今後の課題となっている」とした。

意見交換では、教育体制について看護系大学院でカリキュラムを実施することに反対する意見が複数出た。小川彰委員（全国医学部長病院長会議顧問）は、「看護系大学院には附属病院がなく指導者もいない。医学研究科の修士課程が適当」とコメント。一方、日本看護系大学協議会会長の野嶋佐由美委員は、「看護系大学は病院と連携し、実習を行う体制を持っている。特定行為のカリキュラム実施は可能」とした。引き続き、WGで検討を進める。

次回の検討会は、7月12日開催予定。